

(参考資料 1)

チェックリスト判定基準表

平成18年3月

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4 または 更新償還率 1.0
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ・用水改良による冷害防止、干害防止、水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてはほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化 ・現況施設の機能維持等による農業生産性の確保
	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。	当該事業を契機として、ほ場整備事業等による基盤整備とあわせ農地の集積等の地域農業の構造改善のための施策が実施されること。
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	既得水利権量の見直しを図る等水利秩序の形成・再編を行い水資源の有効活用が図られること。
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	次のいずれかに該当し、事業の実施により防止解消できるもの。 ・老朽化により維持管理費が高んでいる。 ・老朽化により通水阻害等機能低下が生じている。 ・老朽化により農業災害が発生しているまたはその恐れがある。
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興計画と当該事業の営農計画における整合性が図られている、または、市町村等地域の農業振興計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ・またはその見込みがある。 ・対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会等が設立されている。
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	関連する他事業との調整が図られている。	同左
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地 質 状 況	・ 地質状況に基づいた施設計画としている。	・ 地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。
受 益 面 積	・ 最近年の面積を把握している。	・ 地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型 ））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1 . 0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0 . 4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型 ））

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	土地利用の整序化を通じて、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られる。	次のいずれかに該当し、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られると見込まれる。 ・地区内の農地転用面積が増加傾向にある。 ・地区内の耕作放棄地面積が増加傾向にある。 ・地区内において本事業による非農用地区域の創設が計画されている。
	労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物について、労働時間が概ね20%以上短縮され、かつ、営農経費が概ね20%以上低減することが見込まれる。
	担い手等の経営規模が相当程度拡大する。	担い手等の経営農地面積が概ね40%以上増加することが見込まれる。
	ほ場条件の改善を契機とした地域に応じた作物の導入により、新たな産地形成や既成産地の拡大が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・新たな作物の導入が図られる。 ・野菜指定産地等に位置づけられている作物の作付面積の拡大が図られる。
	水田地帯において、水田農業経営確立対策の推進に資する営農計画となっており、土地利用型農業の展開（麦、大豆等の振興）が図られる。（水田地帯の場合のみ適用）	・米の計画的生産の目標を達成し、かつ、 ・麦、大豆、飼料作物の作付けの団地化率、または、担い手への土地利用集積率が関係市町村の水田農業振興計画の目標値を上回ることが見込まれる。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的な配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	10a当たり事業費が、類似条件の近傍地区等との比較から妥当であると認められる。
	事業を契機として新たに地域農業を支援する体制の整備が図られる。	農業機械の共同利用やオペレーター制度の導入等地域農業の構造改善に資する体制の整備が見込まれる。
	営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農支援組織等が設立されている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が95%以上。（ただし、開畑については100%）
	関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議、河川協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達している。
	他事業との関連で緊急性がある。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、または一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要がある緊急性がある。
	当該事業計画が、関係都道府県及び市町村の策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型 ））

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
農地整備工事の諸条件	・ 地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・ 区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	作物・農地等における洪水等の被害防止または軽減が図られる。	作物・農地等において洪水等の被害が発生しており、事業により解消できるものであること。
	地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	次のいずれかに該当し、用水安定供給または排水の回復による等営農展開が可能となり生産性の維持・向上が図られると見込まれること。 ・水質汚濁の解消による単収増や品質向上等の生産性の向上。 ・地域排水機能の回復、特殊土壌での排水改良による生産性の向上。 ・地盤沈下により低下した通水能力を回復することによる生産性の維持。 ・基幹施設、ため池等の機能回復を行う地区において用水の安定供給、排水能力の回復を図ることによる地域農業の生産性の維持。
事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化，共同施工等コスト縮減を図る計画となっていること。
	地域防災計画等に位置づけられている、またはその見込みがある。	同左
	一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	同左
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ・またはその見込みがある。 ・対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村や受益農家の同意及び土地改良区の総代会の議決等が得られていること。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されていること。
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地 質 状 況	・地質状況に基づいた施 設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等 を見込んだ施設計画としている。

チェックリスト判定基準表（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）

【必須事項】（農業部門）

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1 . 0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0 . 4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタ・プランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）

【優先配慮事項】（農業部門）

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農地の適正な利用が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・区域の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より向上する。 ・耕作放棄地または不作付地等の低未利用地が、事業実施前より減少する。
	農業の持続的な生産活動の促進が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・水管理の適正化や乾田（畑）化による単収増等の生産性の向上が見込まれる。 ・ほ場条件の改善により農作業の効率化等営農経費の節減が見込まれる。
	農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	次のいずれかに該当する。 ・農産物の集出荷等にかかる輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られる計画となっている。 ・農産物の荷痛みが改善される計画となっている。
事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	施設計画の策定や事業費の設定等が妥当であること。
	コスト縮減について具体的に配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が95%以上。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、合意に達している。
	関連する他事業との調整が図られている。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、または一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、調整が図られている。
	当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。
	関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	高速交通網等と有機的な連携をとった農畜産物の出荷体制が確立される。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区チェックリスト（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）
判定基準

（都道府県名： ）（区域名： ）

1．必須事項（林業部門）

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。	・水源かん養機能が低下しており、造林、育林により、急速に効果を発現させる必要がある。 - さらに、農林道を実施する場合は ・地域森林計画との整合性が図られていること。
2．技術的可能性が確実であること。	・契約予定地の自然条件、地域森林計画等を示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。 - さらに、農林道を実施する場合は ・地域内の自然条件、農林道構造規程等の基準及びこれまでの施工実績に照らして技術的に可能な計画であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。	B / C 1 . 0
4．環境の保全について配慮していること	・地域における気候，地形，土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られていることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。 - さらに農林道を実施する場合は ・次のすべてに該当すること。 ○緑資源機構において環境保全調査を実施している。 ○環境保全調査の結果に基づき、工種、工法、工事の実施時期について適切な措置を講ずることとしている。 ○必要に応じて景観に配慮した適切な措置を講ずることとしている。
5．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 - さらに農林道を実施する場合は ○事業期間が限度工期通達に定める限度工期の範囲内であること。

平成 年度新規地区チェックリスト（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）
判定基準

（都道府県名： ）（区域名： ）

2．優先配慮事項（林業部門）

項目	審査の内容	判定基準
1 事業の 目標に 関する 事項	水土保持機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。 関係地域の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等で計画されていること。 関係市町村の市町村森林整備計画の造林指針との整合性が図られていること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	森林整備、林業生産活動の対象となる森林がある。 通勤時間や集運材コストの低減が図られる。 流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保される。 地域における山村集落の生活基盤として重要である。 地域防災上の効果が見込まれる。 都市部の住民と森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果がある。	受益地内に資源循環林又は水土保持林があること。 費用対便益において木材生産等経費縮減便益、造林作業経費縮減便益又は森林管理等経費縮減便益が計上されていること。 費用対便益において木材利用増進便益又は木材生産便益が計上されていること。 次のいずれかに該当すること。 ・通勤、通学、通院等の時間短縮、移動の快適性の向上が見込まれる。 ・地域集落間における交流の促進が期待できる。 次のいずれかに該当すること。 ・費用対便益において災害時迂回路等確保便益、防火帯便益が計上されている。 ・受益地内に治山、治水事業の対象地がある。 次のいずれかに該当すること。 ・沿線周辺に、遊歩道、キャンプ場、スキー場、体験学習施設等があり、森林の総合利用が見込まれる。 ・沿線周辺に、史跡、天然記念物、名勝等、入込みを誘発するものがある。

項目	審査の内容	判定基準
2 事業 内容 に 関 する 事 項	効率的・効果的な計画となっていること。 森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。 適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。 間伐材等木材の積極的な活用が図られていること。 関連する他事業との調整が図られていること。	次の全てに該当すること。 ・適切な手法・工法による施業が計画されていること。（コスト縮減が図られていること） ・森林整備に当たり既設路網の活用が図られていること。 次の全てに該当すること。 ・水土保全のほか、山地災害の防止，水源のかん養，木材生産等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっていること。 ・針広混交林化等の取り組みがなされていること。 地域森林計画，市町村整備計画の標準的な方法，時期に沿った計画となっていること。 作業道等の整備にあたり、間伐材等木材を積極的に活用するよう計画されていること。 さらに農林道を実施する場合は 木製ブロック積、丸太柵等に間伐材等木材を積極的に活用するよう計画していること。 事業地区における他の林道事業等の計画との間で事業調整が図られていること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	起点、終点および路線計画は妥当である。 路線の規格、規模が適正である。 コスト縮減の取組がされている。 防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されている。 国有林、道路関係部局等との調整が図られている。	区間の起終点の取付位置及び区間途中で交差する道路・鉄道等についての交差位置及び交差方法が妥当であること。 次のいずれかに該当すること。 ・接続公道の幅員は農林道の幅員と同等以上である。 ・接続公道の幅員は事業の進捗に合わせて、農林道の幅員と同等以上に拡幅される見込みである。 コスト縮減計画に盛り込まれた具体的なコスト縮減手法を採用することとしていること。 費用対便益において通行安全確保便益が計上されていること。 路網整備を効果的に行うため、必要に応じて森林管理署、都道府県の道路及び農道部局との調整が図られていること

項 目	審 査 の 内 容	判 定 基 準
3 事 業 の 優 先 性 ・ 緊 急 性 に 関 す る 事 項	過去に湯水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。	過去20年以内に下流域において湯水被害が発生していること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	地元の要望が高く、合意形成がなされている 農林道を中心とした林内路網整備の取組がなされている。 周辺の森林は手入れが必要なものが大半を占める。 移管後の適切な維持管理のための体制が整っている。 早期完成、効果発現のための取組がなされている。 高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいる。	次のいずれかに該当すること。 ・市町村の総合的な整備計画等に位置づけられている。 ・林野庁、緑資源機構等に対し、市町村等から建設要望がなされている。 次のいずれかに該当すること。 ・地域森林計画において派生する林道が計画されている。 ・市町村森林整備計画において派生する作業道が計画されている。 (計画とは既設道の延伸、新たな開設、改良をいう) 直接受益地内の人工林において、間伐等の手入れが必要な 齢級以下の人工林が概ね8割以上存在する。 移管予定市町村等において適切な維持管理を行う体制が整っている。 次のいずれかに該当すること。 ・部分移管を前提とした施工スケジュールが組まれている。 ・起終点以外に工区を増す体制が取られている。 ・コストを縮減する工種・工法が採用される予定である。 ・トンネル、長大橋等について、一括契約する計画がある。 受益地を活動範囲とする森林組合、素材生産業者等において、高性能林業機械を導入しているか又は導入する具体的計画がある(機械の貸出を含む)。

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。